

## 秋田大学研究倫理委員会規程

平成18年11月8日  
規則第190号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学研究倫理規程（以下「規程」という。）第14条第5項の規定に基づき、秋田大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- 一 規程の運用に関すること。
- 二 研究倫理に関する学長からの諮問に関すること。
- 三 研究倫理に関する啓発及び倫理教育に関すること。
- 四 研究倫理に反する行為に係る調査に関すること。
- 五 研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、相談等の調査に関すること。
- 六 その他研究倫理に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- 一 理事（研究・産学連携・情報担当、教育・学生担当、総務担当、財務・施設・環境担当）
  - 二 教育文化学部長、医学系研究科長及び工学資源学研究科長が推薦する当該学部等の評議員 各1名
  - 三 各研究科長が推薦する当該研究科担当教員 各1名
  - 四 副理事（総務担当）
  - 五 その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項各号に掲げる委員は、自ら関与する事案に係る審議又は実施には関与しないものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（研究・産学連携・情報担当）をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、理事（総務担当）をもって充て、会務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会の同意を得て、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(調査委員会)

第8条 委員会に、研究者の研究倫理に反する行為並びに研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、相談等に関する調査を行うため、必要に応じて調査委員会を置くものとする。

2 調査委員会は、委員長を含む委員会委員若干名及び当該事案に係る研究分野の研究者であって委員会が必要と認めた学外の学識者で構成する。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、委員会の同意を得て、当該事案

に係る研究分野の本学教員を調査委員会委員に加えることができる。

4 前2項に規定する調査委員会委員の任期は、当該事案の完結までとする。

5 調査委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学術研究課において処理する。

(準用)

第10条 この規程の運用に当たっては、研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて「研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」(平成18年8月8日文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)の「第1部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方」及び「第2部 競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」を準用する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年11月8日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される第3条第1項第3号及び第5号の委員の任期は、第4条1項の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。